

振込規定（ひな形）
新旧対照表

改正後	現 行
振込規定 <u>JAバンク</u> 規定中、網掛けを付した部分は、県域によって取扱いが異なるとみられる事項であり、適宜修正して差し支えない。 <u>1 適用範囲</u> (略) <u>2 振込の依頼</u> (1)～(3) (略) (4) 振込の依頼にあたっては、振込代り金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下、<u>「振込代り金等」</u>といいます。）を支払ってください。 <u>3 振込契約の成立</u> (1)～(2) (略) (3) 前2項により振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書、利用明細票（以下、<u>「振込金受取書等」</u>といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。	振込規定 <u>(追加)</u> 規定中、網掛けを付した部分は、県域によって取扱いが異なるとみられる事項であり、適宜修正して差し支えない。 <u>1. (適用範囲)</u> (略) <u>2. (振込の依頼)</u> (1)～(3) (略) (4) 振込の依頼にあたっては、振込代り金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下、<u>(追加)</u>「振込代り金等」といいます。）を支払ってください。 <u>3. (振込契約の成立)</u> (1)～(2) (略) (3) 前2項により振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容を記載した振込金受取書、振込受付書、利用明細票（以下、<u>(追加)</u>「振込金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

改 正 後	現 行
<u>4</u> 振込通知の発信 (略) <u>5</u> 証券類による振込 (略) <u>6</u> 取引内容の照会等 (略) <u>7</u> 依頼内容の変更 (略) <u>8</u> 組戻し (略) <u>9</u> 振込代り金の返却 (略) 10 通知・照会の連絡先 (略) 11 手数料 (1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。 (2) <u>依頼内容の変更および</u>組戻しの受付にあたっては、当組合所定の <u>(削除)</u> 手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。<u>また、依頼どおりの処理</u>ができなかったとき <u>も</u>、<u>訂正</u>組戻手数料は<u>返却し</u> <u>ません</u>。	<u>4. (振込通知の発信)</u> (略) <u>5. (証券類による振込)</u> (略) <u>6. (取引内容の照会等)</u> (略) <u>7. (依頼内容の変更)</u> (略) <u>8. (組戻し)</u> (略) <u>9. (振込代り金の返却)</u> (略) 10. <u>(通知・照会の連絡先)</u> (略) 11. <u>(手数料)</u> (1) 振込の受付にあたっては、店頭表示の振込手数料をいただきます。 (2) <u>(追加)</u>組戻しの受付にあたっては、当組合所定の<u>組戻</u>手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。<u>ただし、組戻し</u>ができなかったとき <u>は</u>、<u>(追加)</u>組戻手数料は<u>返却します</u>。

改正後	現 行
(3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、<u>前項の</u>組戻手数料は<u>返却しません</u>。 (4) 振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却<u>(削除)</u>しません。 (5)～(6) (略) 12 <u>災害等による免責</u> (略) 13 <u>譲渡、質入れの禁止</u> (略) 14 <u>貯金規定等の適用</u> (略) 15 <u>規定の変更等</u> (略) <u>(令和7年10月1日現在)</u>	(3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、<u>(追加)</u>組戻手数料は<u>返却します</u>。 (4) 振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は返却<u>いた</u>しません。 (5)～(6) (略) 12. <u>(災害等による免責)</u> (略) 13. <u>(譲渡、質入れの禁止)</u> (略) 14. <u>(貯金規定等の適用)</u> (略) 15. <u>(規定の変更等)</u> (略) <u>(令和2年4月1日現在)</u>

附 則

この規定は、令和7年10月1日から実施する。